

福井、昭 47 不 7、昭 49. 12. 19

命 令 書

申 立 人 総評全国金属労働組合福井地方本部

被申立人 福井鑄造協業組合

被申立人 株式会社 中防鉄工所

被申立人 福井鑄造株式会社

主 文

- 1 被申立人福井鑄造株式会社は、申立人の組合員であるAの昭和 47 年 10 月 31 日付けの解雇を取消し、被申立人株式会社中防鉄工所は、同人を福井鑄造株式会社における解雇当時と同等の労働条件で復職させ、同人が解雇されなければ得たであろう諸給与相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人福井鑄造協業組合、同株式会社中防鉄工所および同福井鑄造株式会社は、申立人の組合員が福井鑄造協業組合に入社するに際し申立人からの脱退を強要するなど、申立人に対し支配介入してはならない。
- 3 申立人のその余の申立ては、棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人総評全国金属労働組合福井地方本部（以下「申立人組合」という。）は、昭和 36 年 5 月福井県内の機械金属業に従事する労働者で結成された組合で、企業ごとに支

部を置き、その組織状況としては、本件申立時において9支部で組合員数約400名である。

なお、支部組合として、株式会社中防鉄工所（以下「中防鉄工」という。）および福井鑄造株式会社（以下「鑄造株」という。）の従業員で組織する総評全国金属労働組合福井地方本部中防支部（以下「支部組合」という。）があり、その組合員数は、本件申立時約50名である。

- (2) 被申立人福井鑄造協業組合（以下「協業組合」という。）は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき昭和45年11月20日に設立登記を経て、肩書地において銑鉄鑄物製造業を営んでおり、従業員は、本件申立時約30名である。

なお、協業組合の組合員は、設立当初は、合資会社富永機械製作所（以下「富永機械」という。）、鑄造株、福産工業株式会社、大成鑄造有限会社および牧伊鑄造所の5組合員であったが、その後福産工業株式会社が脱退した。

- (3) 被申立人中防鉄工は、同社の現取締役会長であるB<sub>1</sub>の先代が福井市日之出町において大正のはじめ頃から営んでいた機械製造販売業に由来する株式会社中防鑄造鉄工所（以下「中防鑄造鉄工」という。）が、昭和43年11月肩書地に本社および機械工場を建設して移り、昭和45年1月1日に社名を変更した会社で、工作機械を製造販売しており、従業員は、本件申立時約50名である。

- (4) 被申立人鑄造株は、昭和45年1月5日に前記中防鉄工から鑄造部門が分離独立した会社で、肩書地において銑鉄鑄物製造業を営んでいたが、昭和47年10月末頃事実上事業を閉鎖した。

なお、従業員は当初14名であったが、本件申立時5名となった。

## 2 鑄造株における労使関係について

- (1) 昭和44年12月13日、中防鑄造鉄工は、「福井新聞」に定款変更による株券提供の公告を行なった。これについて、支部組合は、定款変更の意図を理解できないとして、同月17日頃会社に対して団体交渉を申し入れて説明を求めた。団体交渉は、会社側か

ら専務取締役であるB<sub>2</sub>が出席して行なわれ、その結果、定款変更の趣旨は株式譲渡の制限であること、鑄造部門と鉄工部門を分離する予定であること、また、鑄造部門については、将来他社との協業あるいは合併の計画があることなどが明らかになり、支部組合は、中防鉄工との間に昭和45年1月1日付けで次のような協定（以下「協定1」という。）を締結した。

ア 中防鉄工と鑄造(株)の従業員は、組合を単一組織とする。

イ 協業合併によって新会社での労働条件を下げることはない。

ウ 新会社への入社は本人の自由意志で、新会社への入社を拒否した場合は、会社と組合との協議の結果採用する（中防鉄工で）。但し、労働条件は現行通りとし、作業内容については組合と話し合う。

エ 退職金は合併まで現行で引きつぎ、合併前（48年）に話し合う。

(2) 昭和45年1月5日、中防鉄工の従業員の一部が、協定1に基づき支部組合員のまま新設の鑄造(株)に移籍したが、中防鉄工を退社して鑄造(株)へ入社する手続きもなく、中防鉄工の就業規則が適用され、賃金その他の労働条件も変らなかったこと、また、健康診断や慰安会も中防鉄工の従業員と一緒に実施されるなど、鑄造(株)の従業員からは、会社の分離が単に形式上のものとみられていた。

(3) B<sub>1</sub>は、中防鑄造鉄工および同社が中防鉄工と鑄造(株)に分離した後も引続き代表取締役であったが、昭和45年9月15日頃から病氣療養の生活に入り、昭和46年5月に中防鉄工と鑄造(株)の両社の代表取締役の地位をB<sub>2</sub>に譲った。

B<sub>2</sub>は、中防鑄造鉄工時代から専務取締役を務め、両社の代表取締役となる以前においても、既に実質的に両社の経営にあたっていた。

また、次の株主構成も示すとおり、鑄造(株)は、B<sub>1</sub>およびB<sub>2</sub>の個人的色彩が極めて濃い会社である。

資本金 300 万円（1 株 500 円 6,000 株）

B<sub>1</sub> 2,000 株 B<sub>2</sub> 2,000 株

C<sub>1</sub> 1,000 株 C<sub>2</sub> 200 株

C<sub>3</sub> 200株 C<sub>4</sub> 200株

B<sub>3</sub> 200株 C<sub>5</sub> 200株

- (4) 鑄造(株)の従業員は、設立当初には14名であったが、昭和46年12月に協業組合が操業を開始し、7名が協業組合へ入社したことなどにより、5名になってしまった。

このため、月に数回行なわれた溶解作業の時には、人手が足りないため中防鉄工へ応援を求めている。

- (5) 昭和47年5月31日、鑄造(株)の工場長B<sub>3</sub>(以下「B<sub>3</sub>」という。)が同社の代表取締役役に就任し、B<sub>2</sub>は、単なる取締役となった。しかし、B<sub>3</sub>の職務内容や給与等は、工場長当時と格別変らなかった。

### 3 鑄造(株)の閉鎖とAの解雇について

- (1) 申立人組合の組合員であるA(以下「A」という。)は、昭和25年11月中防鑄造鉄工の前身である合資会社福井中防鑄造所(以下「中防鑄造所」という。)へ入社して以来、昭和47年10月31日付けで鑄造(株)から解雇されるまで、中防鑄造所、中防鑄造鉄工、鑄造(株)の3社において一貫して鑄物工として勤務した。

同人は、昭和34年4月、中防鑄造所において初めて結成された労働組合の初代執行委員長に選出され、昭和36年5月申立人組合の結成に参画して初代副執行委員長に就任し、現在は申立人組合および支部組合の執行委員長である。

- (2) B<sub>3</sub>が鑄造(株)の代表取締役役に就任後の昭和47年6月10日頃、支部組合は、47年夏期一時金要求書を提出し、これについての団体交渉が同年7月14日に行なわれたが、この中でB<sub>3</sub>は、鑄造(株)と中防鉄工とは別会社であり、支部組合名でなされている要求には応じられないとして、回答することを拒否した。

- (3) 同年7月17日、Aを除く鑄造(株)の従業員4名が突然支部組合を脱退し、同日付けで全金福井鑄造労働組合(以下「新労組」という。)を結成し、執行委員長にC<sub>6</sub>(以下「C<sub>6</sub>」という。)が就任した。同日朝、C<sub>6</sub>らが支部組合脱退を言い出した時、Aは、これを慰留説得し、もし新労組を結成するのなら自分も入れてくれるよう求めたが、C<sub>6</sub>らはこれを拒否した。また、翌18日にも、支部組合は組合大会を開いて脱退を慰

留したが、C<sub>6</sub>らは、脱退しなければ夏期一時金や協業組合入社の問題が解決しないと  
してこれを拒否した。

その後、新労組の名称から「全金」の字句が消え、同月 21 日、新労組と鑄造(株)との  
間に、夏期一時金に関して 32 日分プラス 2,000 円で協定が成立した。更に 8 月 5 日に  
は、ユニオンショップ条項を含む労働協約を、同月 12 日には労働条件、退職金協定を  
従来どおりとする旨の協定などを相次いで締結した。

なお、A は、夏期一時金について新労組の妥結額を受領した。

(4) 同年 10 月 15 日、B<sub>3</sub>は、交通事故に遭って重傷を負い、福井市内の病院へ入院し  
た。

(5) 同年 10 月 25 日、鑄造(株)従業員 5 名のうち、C<sub>7</sub>、C<sub>8</sub>、C<sub>9</sub>の 3 名が同社を退職し  
た。翌 26 日 A が鑄造(株)の今後について意見を聞くため B<sub>3</sub>を病院にたずねたが、何ら  
回答も得られないまま帰社したところ、C<sub>6</sub>が、自分も退職する旨を A に伝えた。

同日夕方、鑄造(株)代表取締役 B<sub>3</sub>名で、A に対し、従業員の退職と赤字を理由に事業  
を閉鎖し、10 月 31 日付けで同人を解雇する旨の通告書が、速達内容証明郵便で同人  
宅に郵送された。

(6) 同年 12 月下旬、C<sub>7</sub>、C<sub>8</sub>、C<sub>9</sub>および C<sub>6</sub>の 4 名は、B<sub>2</sub>の私宅を訪ね、同人に対し  
て自分らの就職のあっせんを依頼した。

(7) 同年 10 月 31 日、支部組合は、中防鉄工に対して A の解雇撤回を要求するとともに、  
残業拒否、出張拒否の闘争に入ることを通告した。以後、支部組合は、A の解雇撤回  
を要求して、連続的、波状的に残業拒否、出張拒否闘争に入った。

これに対して、中防鉄工は、11 月 4 日、前記申入れを拒否するとともに、自社と全  
く関係のない A の解雇問題に関して、支部組合が争議行為を行なうことは違法である  
旨文書で回答した。

(8) 同年 12 月 27 日、中防鉄工と支部組合は、47 年年末一時金および前記(7)の争議行為  
に関して交渉を行ない、年末一時金の支給を条件として、A の解雇ならびにそれと関  
連する一切の紛争が解決されるまで争議行為を行なわない旨の協定を締結した。

(9) 同年12月18日、Aは、福井地方裁判所に対して中防鉄工への地位保全の仮処分の申請（昭和47年(ヨ)第136号）をなし、これに対して同裁判所は、昭和48年2月3日、「申請人が被申請人に対し労働契約上の地位を有することを仮に定める。」との決定をした。Aはこれによって、中防鉄工から毎月賃金の仮払いを受けている。

#### 4 協業組合の設立と営業開始前後について

(1) 協業組合の創立総会は、昭和45年7月26日、鑄造(株)代表取締役B<sub>1</sub>、富永機械代表社員B<sub>4</sub>、福産工業株式会社代表取締役C<sub>10</sub>、牧伊鑄造所代表者B<sub>5</sub>および大成鑄造有限会社代表取締役B<sub>6</sub>が出席して行なわれた。同総会において、定款、事業計画等を議決したほか、役員選挙を行ない、理事にB<sub>1</sub>、B<sub>4</sub>、C<sub>10</sub>、B<sub>5</sub>を、監事にB<sub>6</sub>を選任した。

また、引続き行なわれた理事会において、代表理事にB<sub>1</sub>、専務理事にB<sub>4</sub>を選任した。

(2) 中小企業団体の組織に関する法律および協業組合の定款によれば、協業組合の理事会は、業務の具体的な執行に関する意思決定をする権限等を有し、定数5人以内の理事によって構成される合議制機関であり、その議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決定する。

また、協業組合の操業開始時点における出資の総口数は、4,100口（1口の金額10,000円）で、各組合員の出資口数は、それぞれ820口である。

(3) B<sub>2</sub>は、協業組合において、前記2の(3)のとおり病床にあったB<sub>1</sub>に代って時折理事会に出席したほか、昭和47年3月には員外理事に就任した。

(4) 昭和46年9月頃、鑄造(株)の従業員は、B<sub>2</sub>から協業組合の営業開始が12月頃になる予定であることを聞いたので、全員が協業組合に対して採用申込書を作成し、B<sub>2</sub>がこれをまとめて提出した。

また、富永機械では、鑄造部門の従業員は、各自が採用申込書を作成して直接協業組合へ送付したが、その後、同年11月末頃には同社を退職し、同年12月6日に協業組合へ入社した。

(5) 支部組合は、鑄造(株)との間で協業組合への入社について数回の団体交渉をした結果、同年 11 月 9 日に次のような協定（以下「協定 2」という。）を締結した。なお、この協定のうち、協業組合の採用条件および第一陣として入社する者については、協業組合理事会の協議を経たものである。

ア 採用条件

家 族 手 当 妻 900 円 第一子 600 円 第二子以下 450 円

交 通 費 定期代の 80%支給（但、福井、西太郎丸間についてのみ全額支給）

作 業 服 年 2 着貸与支給 安全帽入社時 1 ヶ貸与支給

勤 務 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 休憩 1 時間

特別有給休日 1 / 1 1 / 2 5 / 1 8 / 15 11 / 23 の 5 日間

年次有給休暇 入社時 6 日より始まり、年毎に 1 日増し 2 年間有効

残業割増手当 30%

給 与 基本給+調整給（但、調整給については欠勤しても差引きしない。）

その他条件については、労働基準法通り

イ 46 年年末一時金について

46 年年末一時金手当については、現在の福井鑄造(株)の決定したものを支給する。

ウ 福井鑄造協業組合入社について

第一陣として下記の者は、46 年 12 月より福井鑄造協業組合に入社する。

氏名 C<sub>11</sub> C<sub>12</sub> C<sub>13</sub> C<sub>14</sub> C<sub>15</sub> C<sub>16</sub> C<sub>17</sub>

福井鑄造(株)の残りの従業員については、出来るだけ早く福井鑄造協業組合に入社出来るようにします。

エ 退職金について

中途退職並に計算して、それに 10%加算したものを協業組合入社の者より支給する。

（支給の方法）第一陣 7 名について毎月総額で 30 万程度分割支給、残りの者については、10 ヶ月月賦分割支給する。

(6) 昭和 46 年 12 月 6 日、富永機械の元従業員 12 名は協業組合に入社し、全金同盟福井地方金属福井鑄造協業組合労働組合（以下「協業労組」という。）を結成し、その後行なわれた団体交渉で、協業労組と協業組合は、ユニオンショップ条項を含む労働協約を締結したが、協業組合側の出席者は B<sub>2</sub>であった。

(7) 同年 12 月 9 日、協定 2 のウにより指名された C<sub>11</sub>ら 6 名の支部組合員が協業組合に入社した。

なお、B<sub>2</sub>は、同月 7 日、鑄造(株)において C<sub>11</sub>らの協業組合入社を申し渡し、同時に、協業組合には同盟系の労働組合が結成され、ユニオンショップ協定が締結されたので、申立人組合から脱退するように言った。

更に、同人は、同月 9 日にも協業組合において同様のことを言い、C<sub>11</sub>らは、その後支部組合を脱退した。

(8) 本件申立時の協業組合の従業員の採用内訳をみると、富永機械および鑄造(株)のほか、大成鑄造有限会社などからの数名を含めて組合員企業の出身者が主体であったが、その他一般からの採用者もあった。

(9) 昭和 47 年 10 月 25 日、26 日に鑄造(株)を退職した 4 名のうち C<sub>7</sub>、C<sub>9</sub>および C<sub>6</sub>の 3 名が、昭和 48 年 1 月から 4 月の間に職業安定所を通じて協業組合に採用され、C<sub>8</sub>は福井市内の福光鑄造株式会社へ就職した。A も、前記(4)とは別に改めて職業安定所を通じて採用申し込みをしたが、採用されなかった。

(10) 協業組合は、肩書地の敷地に工場等を建設し、3 トンの電気炉 2 基のほか新装の機械設備など月産約 150 トンの鑄物生産能力を有し、組合員企業に比較して格段に効率のよい近代的工場において昭和 46 年 12 月より営業を開始した。

なお、組合員企業のうち、前記認定した鑄造(株)のほか、富永機械も鑄造部門を廃止したが、大成鑄造有限会社および牧伊鑄造所は、従来どおり事業を継続している。

## 第 2 判断

### 1 A の採用拒否について

(1) 申立人は、「被申立人らは、鑄造(株)の元従業員である A を協業組合へ入社させなけれ

ばならない」と申立て、協業組合の設立経過やその運営面におけるB<sub>1</sub>とB<sub>2</sub>の果す役割からみて、協定1および協定2について責任を負うのは当然であり、労働組合法第7条にいう使用者とは、必ずしも現に当該労働者を雇用しているものに限られるわけではなく、その者との間にやがて雇用関係の成立する可能性が現実かつ具体的に存するものもまた使用者と解すべきであるから、本件において協業組合は、労働組合法第7条の使用者にあたと主張する。

これに対して、被申立人らは、協業組合が申立人組合やAとは労働関係の存在の余地のない第三者であって使用者にあたらないので、Aを雇用しなければならない責務はないと反論する。

(2) 労働組合法第7条の使用者について、雇用契約上の当事者に限られるという市民法的概念で捉えるべきものではなく、法律上は別法人であっても、やがて雇用関係の成立する可能性が現実かつ具体的に存する第三者をも含むと考えるべきことは、申立人の主張するとおりである。しかしながら、この第三者とは、雇用契約上の使用者たる地位を実質的に継承する関係にあるものに限られる意味であり、本件におけるAの協業組合入社に関する救済申立てにおいては、同組合は、以下の理由によりこの関係が認められず、使用者にあたらないものと判断する。

(3)(ア) 協業組合は、認定した事実1の(2)および4の(2)のとおり、均等に出資した5組合員により中小企業団体の組織に関する法律に基づいて昭和45年11月に設立され、昭和46年12月から操業を開始したものであり、他方、鑄造(株)は、認定した事実1の(4)のとおり、昭和45年1月に設立されて昭和47年10月に事業を閉鎖したもので、その間両社は、別個に独立して営業していたことが明らかである。

また、協業組合と組合員企業の工場の所在地、機械設備、生産能力および製品等の相違からみて、また組合員のなかでも、大成鑄造有限会社と牧伊鑄造所は、協業組合の操業開始後も従前どおり営業を続けていることからみて、協業組合は、営業譲渡あるいは合併によってできた法人とは性格を異にし、全く新たな法人の設立であると認められるので、鑄造(株)の従業員の雇用関係が協業組合にそのまま移行する

ものとみることはできない。

なお、協業組合の各組合員企業内の従業員については各企業で処理するたてまえになっていることを、協定2の締結前にB<sub>2</sub>から聞いたとAが証言していること、 casting 社の従業員は認定した事実4の(4)のとおり全員が協業組合に対して採用申込書を作成してB<sub>2</sub>が取りまとめて提出したり、認定した事実4の(9)のようにC<sub>6</sub>らが職業安定所を通じて採用の申込みをしたことは、協業組合が、組合員企業内の従業員をそのまま引継いだものではなく、一般募集新規採用の方式をとったことを示している。

(イ) 協定1および協定2は、申立人の主張のように協業組合に履行義務を負わせることができない。

すなわち、締結の時期が、協定1は協業組合の設立前に中防鉄工の代表取締役であったB<sub>1</sub>がなしたものであり、また、協定2は協業組合の営業開始前に casting 社の代表取締役であったB<sub>2</sub>が、支部組合との間にそれぞれ締結したものであって、協業組合が casting 社従業員に対して採用意思を表明したのではなく、協業組合を拘束する約定と解することはできない。

従って、協定1および協定2は、中防鉄工と casting 社はAを協業組合に入社させるべき責任が生ずるものであるとしても、それと別個の法人である協業組合に対しては、Aを採用すべき義務を生ずる協定とは、認定できない。

(ウ) 申立人は、協業組合において強力な権限を有するB<sub>2</sub>が、申立人組合を嫌悪し協業組合からAを排除しようとして、協業組合に同人を入社させなかったと主張する。確かに、B<sub>2</sub>がAの労働組合活動を嫌悪していたことは、審問の全趣旨から明らかである。

しかし、協業組合は組合員の出資額が均等であり、その運営は平等な議決権をもつ理事の協議によって行なわれていたのであり、従業員の採否についても、理事会において決定されていたものとみることが相当であり、また、B<sub>2</sub>が認定した事実4の(3)のとおりB<sub>1</sub>に代り、その後員外理事として理事会に出席していたとしても、更

に、同人が認定した事実4の(6)のとおり協業労組との団体交渉に出席したとしても、同人が協業組合の従業員の採用に関し強力な権限を持っていたということ、同人以外の理事の権限が特に制限されたとかの事実が認められない以上、協業組合の理事会において、各理事がAの採用につき自由な意見を述べて採否を決したものと考えられ、申立人の主張は採用できない。

- (4) 以上(3)の理由により、協業組合はAとの間に「雇用関係の成立する可能性が現実かつ具体的に存する者」とはいえず、労働組合法第7条にいう使用者にはあたらないものといわざるをえない。

従って、協業組合は、Aの協業組合入社に関する救済申立においては被申立人としての適格性を欠くこととなるため、この申立てを棄却する。

## 2 申立人組合に対する支配介入およびAの解雇について

- (1) 申立人は、「被申立人らは、それぞれの社長みずから、あるいは職制をして申立人組合加盟の福井鑄造株式会社従業員に対し、協業組合入社の条件として、申立人組合からの脱退を要求、もしくは勧告させてはならない」と申立て、その理由となる事実として、鑄造㈱の元従業員で申立人組合の組合員であったC<sub>11</sub>ら6名が協業組合に入社した昭和46年12月9日、B<sub>2</sub>は、「同盟の組合に入れ、入らなければユニオンショップがあるからやめてもらう」と上記組合員を脅迫し、協業労組に加入させてしまったと主張し、また、Aを協業組合に入社さなければならないとの申立ての理由の中で、労働組合活動の活発なAを協業組合へ入社させず、昭和47年10月31日に鑄造㈱を解雇したのは不当労働行為であると主張する。

一方被申立人らは、申立人の主張するような事実はなく、たとえあったとしても、鑄造㈱が事業を閉鎖し従業員がいなくなった現在においては、支配介入についての救済の利益がないと反論するので、以下これについて判断する。

- (2) 認定した事実3の(3)のとおり、鑄造㈱のC<sub>6</sub>らが僅か4名で新労組を結成したのは、B<sub>3</sub>から夏期一時金要求書が支部組合名でなされているとして、回答を拒否されたことにあるようであるが、更に、次のような事実が認められる。

ア 協定1に基づき鑄造(株)の従業員は、中防鉄工の従業員と支部組合を組織し、会社の分離後2年以上にわたって賃金および一時金交渉を行なってきたにもかかわらず、急に組合名が違うとして回答することを拒否されたこと。

イ 1ヵ月以上も未解決であった夏期一時金の問題が、新労組が結成されるとすぐに解決したこと、ユニオンショップ条項を含む重要な労働協約が次々と締結されたこと。

ウ 認定した事実2の(3)のとおり、鑄造(株)はB<sub>1</sub>およびB<sub>2</sub>の個人的色彩の強い会社であり、B<sub>3</sub>は、鑄造(株)の経営について実質的権限を有していなかったこと。

以上の事実を併せ考えるとC<sub>6</sub>らが新労組を結成した背後には、社長交替を契機に夏期一時金への回答を拒否し、鑄造(株)から申立人組合を排除しようとしたB<sub>2</sub>の意図が働いていたものと推認される。

(3) 昭和47年10月25日、26日に、鑄造(株)の従業員のうちC<sub>7</sub>ら4名が退職したことは、認定した事実3の(5)のとおりである。

B<sub>3</sub>の証言では、同人らが退職理由として、①従業員が少なくてもうならないこと、②体もつらいし環境も悪いこと、などを言っていたとしているが、これらはいずれも会社側において改善すべき問題であって、近いうちに協業組合へ入社できると期待していた者の退職理由としては不自然である。

C<sub>7</sub>ら4名の退職が相次いで申し出られたものであること、認定した事実3の(6)、4の(9)のとおり、同人らは、退職後の同年12月末頃B<sub>2</sub>宅を訪ねて就職のあっせんを依頼し、その後、協業組合等へ採用されたことなどを勘案すると、同人らは、鑄造(株)退職後の身の振り方について会社との間に意思疎通があったものといわざるをえない。

さらに、Aが、鑄造(株)から解雇されたことは認定した事実3の(5)のとおりである。その理由等について、被申立人鑄造(株)は、累積赤字と従業員の突然の退職により、やむを得ず事業を閉鎖し、Aを解雇したと主張するが、前記(2)でも述べたとおり会社が申立人組合を排除しようとしていたことは明らかであり、むしろ、B<sub>2</sub>がAの活発な組合活動を嫌悪し、Aを除く他の従業員をいったん退職させて事業を閉鎖し、Aを企業

外へ放逐したとみるのが相当であり、被申立人鑄造㈱の主張は措信できない。

同年10月31日以降、支部組合がAの解雇撤回闘争を実施し、これに対し中防鉄工が抑圧的態度をとったことは、認実した事実3の(7)および(8)のとおりである。協定1のウの存在および鑄造㈱の設立経緯より、中防鉄工は、Aの解雇について決して無関係な第三者ではないにもかかわらず、上記解雇撤回闘争を違法な行為としてこれを抑圧し、結局闘争を止めさせたことが明白である。

- (4) 昭和46年12月6日に、協業労組が結成されたことは、認定した事実4の(6)のとおりである。B<sub>2</sub>は、協業労組との団体交渉に出席し、ユニオンショップ条項を含む労働協約を締結したが、同年12月7日と9日には、鑄造㈱から協業組合へ入社したC<sub>11</sub>ら6名に対し、申立人組合から脱退するように言い、同人らが申立人組合から脱退したことは、諸定した事実4の(6)および(7)のとおりである。これらの事実は、B<sub>2</sub>が協業組合内に申立人組合と同系統の労働組合が結成されるのを嫌って、働きかけたものと判断するのが相当である。

さて、申立人組合の組合員であるAを協業組合に入社させなければならないとの救済申立てについて、協業組合に当事者適格が認められないことは、前記1のとおりである。しかしながら、C<sub>11</sub>ら6名と協業組合との関係について検討すると、B<sub>2</sub>の上記行為の12月7日時点においてC<sub>11</sub>ら6名の協業組合入社は決定していたと認められ、12月9日の行為当時は同人らが現に入社した時であるから、同人らにとっては、協業組合は使用者にあたりとみるのが適当である。

また、B<sub>2</sub>は、協業組合の組合員である鑄造㈱の代表取締役であったうえに、協業労組との団体交渉に出席するなど、協業組合の運営について限られた範囲であってもある程度の実質的権限を持っていたと認められる。

従って、B<sub>2</sub>の上記行為は協業組合のために行なわれたものであり、協業組合の申立人組合に対する支配介入と判断する。

- (5) 以上(2)(3)(4)の事由から、かねてより申立人組合およびAの労働組合活動を強く嫌悪していたB<sub>2</sub>は、申立人組合に対して度重なる支配介入を行ない、更に、Aを解雇して

自らの経営する鑄造(株)と中防鉄工から同人を排除しようとしたこと、および、協業組合は同組合内に申立人組合と同系統の労働組合が結成されることを嫌い、申立人組合の組合員に脱退を強要したことが認められ、これは労働組合法第7条第1号および第3号に該当する不当労働行為である。

なお被申立人らは、鑄造(株)が事業を閉鎖して従業員がいなくなった現在においては、この申立てに救済の利益が無いと主張する。しかし被申立人らのこの主張は、あまりにも救済申立ての字句に拘泥するものであって受入れ難く、また申立人組合の組合員は鑄造(株)の従業員に限られるわけでもないから、救済することに十分その利益があるものと判断する。

(6)(ア) 次に救済方法について検討する。

認定した事実2の(2)および(3)から判断して、中防鉄工と鑄造(株)は単に形式上分離したものであり、B<sub>2</sub>は中防鉄工の代表取締役であると同時に鑄造(株)の実質的経営者であることもまた明白であるので、両社は実質的に同一性があるものと判断できる。

さて、申立人は本件申立てにおいてAを協業組合に入社させることを求めているにもかかわらず、協業組合が当事者適格を欠くためにこの請求を認容することができないことは前記1のとおりであるが、鑄造(株)がAを解雇したことが不当労働行為と認められることも、前記(3)および(5)のとおりである。

そこでAに対する原状回復の措置については、同人の解雇を取消せば当然に鑄造(株)における従業員たる地位を回復するのであるが、鑄造(株)は、既に事業を閉鎖して企業の実体がなく、また再開の見通しもないので、同人を中防鉄工に復職させるのが最も適当である。

一言付け加えるならば、鑄造(株)および中防鉄工は協定1および協定2によりAの協業組合入社について努力をしなければならぬにもかかわらず、必ずしもその努力をしたとは認められない。当委員会は、上記両社が、Aの協業組合入社の希望が達せられるよう努力することを望むものである。

(イ) また、Aは現在においても中防鉄工から賃金の仮払いを受けているが、その根拠が福井地方裁判所における仮処分の決定によるものであるから、本件救済命令において同人に対し諸給与相当額の遡及支払を命ずることが適当である。

### 第3 法律上の根拠

以上の理由に基づき当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条によって、主文のとおり命令する。

昭和49年12月19日

福井県地方労働委員会

会長 加藤 茂 樹